

# 議員全員協議会会議録

令和 3 年 7 月 21 日

宮 古 市 議 会

## 令和3年7月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(7月21日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項（1）	4
説明事項（2）	7
説明事項（3）	14
閉 会	28

# 宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 令和3年7月21日（水曜日）午前10時  
場 所 市議会 議場

---

## 事 件

### 〔説明事項〕

- (1) 令和3年度県要望について
- (2) 公共下水道使用料の未請求等による事案について
- (3) 津軽石地区の水道水からの異臭について

**出席議員（21名）**

1番	白	石	雅	一	君	2番	木	村	誠	君
3番	西	村	昭	二	君	4番	畠	山	茂	君
5番	小	島	直	也	君	6番	鳥	居	晋	君
8番	佐々木	清	明	君		9番	橋	本	久	夫
10番	伊	藤	清	君		11番	佐々木	重	勝	君
12番	高	橋	秀	正	君	13番	坂	本	悦	夫
14番	竹	花	邦	彦	君	15番	長	門	孝	則
16番	落	合	久	三	君	17番	松	本	尚	美
18番	加	藤	俊	郎	君	19番	藤	原	光	昭
20番	田	中	尚	君		21番	工	藤	小百合	君
22番	古	館	章	秀	君					

**欠席議員（0名）**

なし

---

**説明のための出席者**

**〔説明事項〕（1）**

市長	山本	正徳	君	副市長	佐藤	廣昭	君
副市長	桐田	教男	君	教育長	伊藤	晃二	君
総務部長	若江	清隆	君	企画部長	菊池	廣	君
市民生活部長	松館	恵美子	君	保健福祉部長	伊藤	貢	君
産業振興部長	伊藤	重行	君	都市整備部長	藤島	裕久	君
上下水道部長	大久保	一吉	君	危機管理監	芳賀	直樹	君
教育部長	菊地	俊二	君	企画課長	多田	康	君
企画調整係長	松橋	慎太郎	君				

**〔説明事項〕（2）**

市長	山本	正徳	君	副市長	佐藤	廣昭	君
副市長	桐田	教男	君	総務部長	若江	清隆	君
上下水道部長	大久保	一吉	君	経営課長	中嶋	剛	君
施設課長	竹花	浩満	君				

[説明事項] (3)

市長	山本正徳君	副市長	佐藤廣昭君
副市長	桐田教男君	市民生活部長	松館恵美子君
上下水道部長	大久保一吉君	環境生活課長	田代英輝君
経営課長	中嶋剛君	施設課長	竹花浩満君
消防本部消防長	小林達広君	消防次長兼 消防課長	中村光宏君

---

議会事務局出席者

事務局長	下島野悟	次長	前川克寿
主任	佐々木健太		

---

## 開 会

午前10時00分 開会

○議長（古館章秀君） おはようございます。ただいまから議員全員協議会を開会します。ただいままでの出席は21名でございます。会議は成立しております。本日の案件は説明事項3件となりますので、皆様スムーズな議事進行にご協力をよろしくお願ひします。



### 説明事項（1） 令和3年度県要望について

○議長（古館章秀君） それでは説明事項の1、令和3年度県要望についてを説明願います。

○市長（山本正徳君） それでは県要望に対しまして私のほうから一言ご挨拶させていただきます。岩手県に対する宮古市からの要望につきましては、7月7日に開催されました議員全員協議会で説明をさせていただいたところであります。その後、議会各常任委員会での検討を経まして、意見をいたいたいたところであります。いたいたいたご意見を踏まえまして要望書案を再度つくらせていただいております。本日はその内容につきまして説明をさせていただきたいというふうに思います。なお、内容につきましては、企画部のほうより説明をさせていただきますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（古館章秀君） 多田企画課長。

○企画課長（多田康君） おはようございます。それで私のほうから要望書についてご説明をさせていただきます。失礼ですが、資料めくりながらになりますので座ってご説明をさせていただきます。本日の資料でございますが、お手元に二つの様式をお配りしてございます。意見を反映いたしました要望書の仕上がりのていの様式が1枚、それからあとはいただきました意見の対応をまとめた資料、横長の資料となってございます。本日の説明はこの仕上がりの要望書のほうで順にご説明を申し上げたいと思います。それでは要望書、表紙をお開きいただきますと1ページ、令和3年度県要望の項目ということで次のページにわたりまして要望項目をまとめた総括表がついてございます。大変失礼ですが、資料誤りございましたのでご訂正をお願いできればと思います。資料、中ほどでございますが、項目の3、災害対策についての（4）砂防事業急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の促進についてということで、その二つ右でございますが、県への要望先、現在は県土整備部と記載をしてございます。本年から治山事業が要望事項に加わってございますので、県の要望先は県土整備部に加えて農林水産部ということで追加になります。それから同じページの下から2番目でございます。大項目の5、宮古港における港湾整備の事業の促進及び港湾振興についての（4）でございます。（4）クルーズ船を含めたクルーズ船誘致と受入れ環境体制の整備促進について。これ項目名間違ってございまして、正しくはクルーズ船誘致と受入れ体制整備促進について、ということで本文のほう直ってございますので、見出しのほうも訂正をいただきたいと思います。大変失礼をいたしました。それでは項目のほう、7月7日の説明と同じ大項目で10、小項目で38の要望項目となってございますので、修正を加えた部分のみご説明をさせていただきます。3ページをお開きください。大項目の1、新型コロナウイルス感染症対策でございます。ご意見を踏まえまして、国に対して要望を求めるよう文章を追加してございます。前文のほうですと以下について国に対して求めるよう要望しますという内容。それからワクチンの安定供給について強く働きかけること。それから経済対策については、適時に切れ目ない経済対策を講ずること。それから4番の財政措置でございますが、地方創生臨時交付金の増額などということで具体的記述に努めたところでございます。なお、ご意見がありましたワクチン及び治療薬の開発についてという事項でございます。この辺国民の願いではございますけれども、市の政策

とは直接の関係が薄いというふうに判断をいたしまして、今回盛り込んでございませんのでご了承いただきたいと思います。それから次の4ページにまいります。ここのアルプス処理水の件は従前どおりでございます。それから右に移りまして3の災害対策でございます。（1）の国道の防災対策でございますが、この件については具体的記述をというご意見でございましたので、下線のとおり具体的記述を加えてございます。防災対策として、土砂崩落を防ぐ法面補強や落石防護柵の設置などというふうに記述を加えているところでございます。それから（2）番でございます。宮古盛岡横断道路の整備促進についてということでご意見ちょうだいしましたのは、国に対する働きかけであるので後ろのほうの国に対する要望事項ではないか、というようなご意見ちょうだいをしてございます。ただ国に対する働きかけでございますが、国道そのものは県管理でございます。施工が国直轄というふうになってございますので、引き続きこの前のほうの項目に持ってきて、県に対する要望というふうにさせていただきたいと思ってございます。追記をしたところでございますが、国による直轄事業によりというところを加えてございます。それから要望項目の1の中に、予算確保など事業推進を図ることということで県に求めたいと思ってございます。下の（3）は従前どおりになります。それから6ページにまいります。6ページの（4）でございます。砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の促進についてということでこれも具体的記述を加えては、という意見でございましたので、東日本台風において人的被害が発生したことを前文に書かせていただきました。それから要望項目の2においては、被害が発生した具体的な地区名を加えて、重茂地区、赤前地区、津軽石地区、崎山地区、新里地区、川井地区ということで具体的記述を加えてございます。あと3の項目を新規に追加をしてございます。これもご意見のとおりでございます。林地開発申請について厳正な審査を行うとともに施工に際しての監督指導について一層強化すること、ということで記述を加えているところでございます。それから以降5番、それから次のページの6番は従前どおりでございまして7番に参ります。これは当方で修正を加えたところでございます。従前の文書ですと、音部の掘り込み漁港というような通称名で書いてるところでございますが、県への要望でございますので具体的な事業名、正確な事業名ということで、音部漁港水産生産基盤整備事業というふうに書換えてございます。それから8ページにまいります。公共交通のバリアフリー化の部分でございます。（1）これもご意見いただいたとおり文言の整理を加えてございます。具体的記述として、三陸鉄道及びJR山田線というのを加えたこと、それから当該工事のところを具体的にエレベーター設置工事というふうに書換えてございます。以降しばらく従前どおりの文章が続きます。8ページ、9ページ、10ページ、それから11ページの宮古をとりまく道路交通ネットワークも従前どおりの項目が続きまして、12ページをお開きください。12ページの後段でございますが、（6）宮古盛岡横断道路国道340号立峠周辺及び押角峠周辺の携帯電話不感エリアの解消についてという項目でございます。これもご意見いただきましたとおり、宮古盛岡横断道路について追記をしてございます。あとトンネル区間というご意見ちょうだいしてございましたけれども、トンネルの記述はあえて追加をしてございません。トンネルのほうの整備が主に早く進むというような計画で今動いているようでございますので、具体的記述は追加をしてございません。それからページ13に参ります。7番の観光振興については従前どおりということになります。次のページの14ページ、8番の医療福祉の充実についても従前通り。それから右のページ9の教育環境の整備についても従前どおりということになります。それから16ページでございます。ここ最後の項目でございますが、国に対する要望の強化という部分でございます。（1）の鳥獣被害防止対策の推進についてということで従前の項目ですと3番がございまして、市町村に割当てられるツキノワグマの特例許可捕獲頭数の拡充を求めるものという項目がございましたが、この項目については県のほうで割当てられてることで

したので正確を期すためにこの3番は消して取下げてございます。それから17ページの（3）からしばらくまた從前が続きまして18ページにまいります。これもご意見ちょうだいしたところでございます。（7）番、通学路の安全確保についてということで全国で発生している通学路における死傷事故を踏まえ、通学路の安全を確保するため、以下の通り要望します。ということで、通学路における歩道の新設やガードレールの設置等の交通安全対策事業に必要な財政支援について、拡充、強化するよう国に働きかけることという項目を新たに追加したところでございます。以降、この追加がありましたことで番号が一つづつ繰り下がってございます。あとは最終ページには位置図がついて、これが要望書のついにまとまっているところでございます。いただきましたご意見踏まえ、可能な限り反映をさせていただいたところでございます。これをもって8月26日の県要望の本番に備えたいと思ってございます。説明以上でございます。

○議長（古館章秀君） 説明が終わりました。質問のある方は挙手願います。田中尚君。

○20番（田中尚君） 多田課長からご説明といいますか。この間の議会要望に対する当局の対応及び字句修正等々含めて、説明をいただいたところありますが、ちょっと納得がいかないというか、もうちょっと確認の意味も含めて、議会のほうからの要望とすれば1、3ページ新型コロナウイルス感染症対策についてあります。この問題ではワクチンそれから治療薬の開発等に強く働きかけこと、ということについては市の要望とは違うとかなんとか、妙な説明をしたというのが私の理解なんですが、もう一度その議会のほうのこういう要望に対して、何て課長説明しました。もう一度説明してください。

○議長（古館章秀君） 多田企画課長。

○企画課長（多田康君） はい、ちょっと不明瞭だったかもしれません。この要望意見につきましてはワクチン及び治療薬の開発ということについては国民の願いではございます。あと市民生活への影響も大というふうには捉えてございますが、市の施策とは直接関係は薄いのではないかと、当方では考えてございますので今回は採択をいたしませんでした。

○議長（古館章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） 今ですね、ワクチン接種については、これ政府の対応にも大きな原因があると思うんですが、肝心のワクチンが入ってこない。そういう状況が指摘をされております。なおかつ、当初は地方都市につきましては、ファイザー社のワクチンでいこうねというふうになったのは何かその外国にやるやつも使うとか、いわゆる常識的な用語で言いますとダッヂロール的な対応になってると。基本は海外のワクチンに頼ってそれでコロナ対策、つまり感染しないような、仮に感染しても重篤な死亡の事態に至らない、ということを今一生懸命保健課を初め、市民の皆さんとの予約も受け付けてやってる部分でしょ。文字どおり今1番喫緊の課題ですよ、これは。なおかつ治療薬も何とか厚生労働省がカクテル型何とかかんとかということで、認知したようではありますけれども、今焦眉の課題は手指消毒だと、ホームステイだと、国民に行動の我慢、住民に出るな出るな、手を洗え、うがいをしろ。これはとても私は恥ずかしいことだと思いますよ、と私思っています。したがって、市長の施策に關係ないっておっしゃいましたけども、それは多田課長の判断ですか。部長会議でそういう合意したんですか。市の施策に十分関係あるでしょう。現にワクチンぶってるわけですから。ワクチンが足りないために、予約も受け付けを中止したりやってる現実に。私は先ほど多田課長の説明はとても市長が決裁した中身とは思えないですよ。とてもというのはね。市長も少なくとも、医療分野に従事する方でありますから、そういう意味からすると確かに国の分野ではありますけれども、市民の生活の安全を確保するためには、肝心のやっぱり保健衛生、医療資源、これが足りなかつたら要望する、当たり前じゃないですか。

そういう意味からしますとね、直接市の政策に関係ない。これはねえ、どっから出た判断ですか。市長、あなたの判断ですか、これは。とても信じがたい。

○議長（古館章秀君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 田中議員がおっしゃるように、説明がちょっと適切ではないというふうに私は思います。

実際その県に対しての要望と、それから国に対しての要望がありますので、今言ったような国内のワクチンの開発、それから治療薬の開発、今、国も一生懸命やってるわけでありますので、市長会等を通じてそこの部分に関しては要望してまいりたいということで、今回は県要望には入れないことと、そういうふうにいたしたところでございます。

○議長（古館章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） いや、ですからそう判断した理由について、おかしいんじゃないのっていうことでね、私は少なくとも聞いてるつもりです。なつかつ市長もそういうご判断ですか。というのは、私が市長の発言を求める直接的な質問の中身であります。残念ながら、市長会を通じてそういうことについては要望していくという考え方では、これはこれとしてその対策として市長の立場からお答えになったと理解をいたしますけれども、ここに書いているんですよ。県要望でありますけれども、国に対して求めるよう、つまり国の政策分野でしっかりと強化してほしいということは、何もワクチンとか、治療薬に限らず、各分野において同様の要望をしております。そのことを言うのであれば、ほかのやつも削るべきだ。私はあえてそういうことを言いたいと思いますよ。削るべきですよ、そういうことで議会の要望が受けられないというんであればですよ。私は納得はいきません。答弁にもなってない。ということを指摘をして私はそういう意見を述べて終わります。

○議長（古館章秀君） そのほかにございませんか。質問がないようですので質疑を終わります。説明員の入替えを行います。

---

## 説明事項（2） 公共下水道使用料の未請求等による事案について

○議長（古館章秀君） 次に説明事項の2、公共下水道使用料の未請求等による事案についてを説明願います。山本市長。

○市長（山本正徳君） 上下水道部におきまして判明をいたしました不適正な事務処理についてご報告とお詫びを申し上げます。このたび、公共下水道使用料の徴収において、誤徴収及び未請求の不適切な事案が明らかになりました。市民の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを心からお詫びを申し上げます。今回の件は昨年12月に浄化槽使用料の誤徴収及び未請求が判明したことから、過去の公共下水道使用料について、同様の事案がないか調査を進めておったところ、誤徴収及び未請求が判明したものであります。原因は下水道の使用開始に至る過程で担当者相互の連絡漏れや処理に誤りがあり、チェック体制がしっかりと機能していなかったことによるものであります。改めて再発防止と適正な事務執行を徹底し、市民の皆様に対する信頼回復に努めてまいります。このたびは誠に申し訳ございませんでした。なお事案の概要につきましては、上下水道部長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（古館章秀君） 大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君） それでは今回明らかになりました公共下水道使用料の未請求等による事案について説明をいたします。事案の概要でございます。公共下水道使用料の徴収において誤徴収及び未請求について不適正な事案があったものでございます。経過でございます。令和2年12月に市営浄化槽使用料及びポン

普使用料について、未請求等の事案が判明し、公共下水道使用料等の請求事務においても同様の事案が疑われることから、本年1月から調査を進めてまいりました。調査は、水道料金システムと下水道排水設備等計画申請書、確認申請書の全データを照合いたしました。データ照合にて一致しなかった約6,000件について、1件1件突合を行い、建物が解体、また水道メーターが廃止されたものなど、現状が変化しているものについては現地調査を行いました。照合結果でございます。誤徴収につきましては公共下水道に接続していないにもかかわらず下水道使用料を徴収していたもの1件、6,300円。未請求、請求漏れにつきましては、公共下水道に接続していたにもかかわらず、下水道使用料を徴収していなかったもの32件、822万611円でございます。原因でございます。市営浄化槽の未請求のときと同様に公共下水道担当者と料金担当者との情報連携に誤りがあり、相互チェックの欠如によるものでございます。対象の方への対応についてでございます。誤徴収、未請求いずれの場合も対象の方に直接謝罪を行った上で、誤徴収の方には全額を返還し、未請求の方にはお支払いをいただけよう納付をお願いしてまいります。徴収額については5年を経過したことによる時効により、徴収出来ない額があり、対象者には時効未到来分の請求を行います。徴収に当たっては分割納付など、対象者に最大限配慮をいたします。時効のため徴収出来ない件数、額は17件。500万1,228円。時効になっていない、徴収する件数、額につきましては26件。321万9,383円でございます。再発防止策につきましては、市営浄化槽使用料未請求案件の発生後、①として誤入力の要因となります、下水道開始一覧表を廃止をいたしました。②として確認申請書の原本で料金システムにデータを入力をしております。③として料金係が入力をしたデータを給排水係で再チェックしております。いわゆるフィードバックを行っております。入力作業を1回にすること及びフィードバックすることで、誤請求や誤徴収のヒューマンエラーを少なくしております。また今後は下水道の確認申請書と料金システムを一体管理できるシステムの構築を進めてまいります。一連の案件を受けまして、改めてこれまで以上に適正な事務の執行していく所存でございます。今後再発防止はもちろんのこと、市民の皆様の信頼を回復するよう努めてまいります。どうもすみませんでした。

○議長（古館章秀君） 説明が終わりました。質問のある方は挙手願います。田中尚君。

○20番（田中尚君） 何か前にも似たような事案があったように記憶をしておりますけれども、いずれにいたしましても昨年の12月にこういう問題に気がつきまして、今いろいろ大変なご調査をされたことについては、そこはそことして大変ご苦労さまでしたと言いたいわけでありますが、問題が昨年の12月に当局とすればこういう事態に気がついたということを踏まえて、所管の常任委員会、料金ですと総務常任委員会、あるいは直接の事業ですと、産業建設常任委員会になろうかと思うんですが、この事案について、今こういうふうな調査も行っております、ということも含めて議会のほうには、説明したのかしないのかということについてまず伺いたいと思います。

○議長（古館章秀君） 大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君） 申し訳ありません、説明をしておりませんでした。

○議長（古館章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） もちろん管理者山本市長になるわけでありまして、言わば事務方のトップが大久保上下水道部長とこういうふうな組織の体制であります。問題は、やっぱり宮古市が遙か合併前から、自治基本条例を制定しまして、宮古市の最高法規である、言わば、国の形を例にしますと、宮古市の憲法が宮古市自治基本条例なんだと言うのが様々な節目を乗り越えながら、今だに生きてる精神だと思います。その求めようとするところは議会と市当局との情報共有、そのことを前提にどうしたらよいのかということも、お互いにやっぱ

り切磋琢磨も含めて、問題認識を共有して、当局が対策を取ろうとしていることについていいのかどうなのか。住民代表機関であります議会側として、しっかりと当局の判断、あるいは作業も監視するのが我々の役目であります。そういう前提であるにもかかわらず、なぜ議会に、少なくとも所管の常任委員会に報告しなかったのでしょうか。そこはどのように理解したらよろしいんでしょうか。

○議長（古館章秀君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 田中議員のおっしゃるとおりだというふうに思います。これ我々、しっかりと反省しなきゃならないことだというふうに思います。こういう部分が今問題になってこういうのが起きたと。ただし、波及する可能性もあるので、こういう調査もしますよ、というのは、やはりしっかりとこれから議会のほうにも説明をした上で、調査等も進めていきたいというふうに思います。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（古館章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） 問題は、この調査期間は結果的に平成11年から令和3年度までの期間にわたっての事案だったと。私の記憶では、この間にやっぱり未収金だとか、そういう事案の説明を受けたような気がするんですけども、そのときにはこの事案については発見出来なかつたと、いうふうな理解になるんですがそういう理解でよろしいですね。

○議長（古館章秀君） 大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君） そのとおりだと思います。すいません、私そのときいなかつたんですけれども、田中議員おっしゃるとおりのことだと思います。

○議長（古館章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） そこで問題は、言わばその時効の部分であります。5年過ぎたものについては、その民法上のその時効が成立をいたしまして、債権者の側とすれば請求出来ない。つまり法的な権利を根拠に請求出来ないというのが時効であります。しかしこれはですよ。市民の側のほうでお支払いさせてくださいという部分については、これ関係ない話なんですよ。そうしますと先ほど全部で少なくない金額の説明をいただいております。ざっと500万、っていう金額が5年の時効完成により、例えば水道、下水道を利用されてる方が時効の援用というんですけどもね。そういうことを主張して払わないと言えばそれはもう取れなくなっちゃうということなんです。だとすると私の考えですよ。やっぱり市民の皆さんに市のミスはミスとして認めながら、市の下水道事業もそれから上水道事業もだんだん会計が厳しくなって、議会のほうには値上げのプランが示されているわけですよ。そういうことを考えますとね、やっぱりしっかりと本来いただくべき料金については、市民の皆さんの理解もいただいて、時効の援用などというですね、権利行使しないで、しっかりと市に協力をしてもらう。そういうふうに私はすべきだと思います。どうでしょうか。そういうことをするつもりはございますか。

○議長（古館章秀君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） お答えいたします。下水道使用料につきましては、いわゆる時効の援用が必要な私債権ではなくて、公債権でございますので、地方税法の規定どおり、時効の援用がなくとも5年経過すれば、自動的に債権が請求出来なくなるというもので田中議員の今のは大変難しいと考えております。

○議長（古館章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） ありがとうございます。大変勉強になりました。言わば公会計上、あるいは地方公共団体が経営する債権なのでもう法的に時効が完成して請求出来ない。だとするならば、この穴の空いた部分をど

うするかっていうことについてはね、説明がなかったと思うんですけども、以前の合併前の宮古市におきましては当時の首長が責任を痛感しまして、やっぱり報酬カットということも市民の皆さんへのお詫びの印としてですね、やっぱりそういうことをとったことも過去にはございますが、先ほどの説明ですと、その辺がちょっと時効になった分はお詫びで終わりなんですかっていう疑問が生じますが、その点についてはどうでしょう。

○議長（古館章秀君）　若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君）　この事案に関します処分につきましては、今後、対象者等も確認しながら検討していくということで考えております。

○議長（古館章秀君）　田中尚君。

○20番（田中尚君）　私の質問にちょっと答えていない答弁だったのかなと思いますので、あえて発言いたしましたけれども、この時効により本来徴収すべき金額が請求出来なくなつたと。それをどうするんですかって聞いたんですよ。今若江部長のお答えはそれぞれの権利者、債務者、利用者に個々に相談をする、とおっしゃいましたけども、その相談の中身はどういうふうなことになるんでしょうか。

○議長（古館章秀君）　若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君）　説明がちょっと不足していて申し訳ございませんでした。先ほど答弁いたしました部分は、この事案に関します職員の処分につきましては、今後、対象者の確認も含めて検討していくところでございます。額の穴埋め云々というところは今のところ考えておりません。

○議長（古館章秀君）　田中尚君。

○20番（田中尚君）　私が少なくとも合併前の宮古市の事例として紹介させていただいたやつについては、実際に職員の皆さん方が、例えば直接的な作業としてそういう事案が生じたとしてもですよ。今、若江部長がおっしゃったような言わば事案に関わった職員の処分という、それはですね、必要妥当性があれば必要かもしれませんが、基本的には組織というのはやっぱりトップ首長でしょ。いうふうに私は思っておりますので、そういった意味で私は市長がお答えになるのかなという期待感も込めて質問したんですが、現時点ではいずれお詫びして終わりです、というふうなことだというふうに説明を理解いたしますけれども、ちょっとそれでいいのかしら、という疑問だけ私は表明して終ります。

○議長（古館章秀君）　そのほかございませんか。落合久三君。

○16番（落合久三君）　一つダブルの点はあるんですが、経過が昨年の12月から、未請求の事案が分かったと。そして今年の1月から調査を進めてきた。全データを照合した。全データの照合が終了、調査が終了したのはいつでしょうか。

○議長（古館章秀君）　中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君）　最終的に確定しましたのは7月14日でございます。

○議長（古館章秀君）　落合久三君。

○16番（落合久三君）　もうぎりぎりまでずっと続けてきたっていうことです。今日は2番目のほうに津軽石の水道の異臭の問題も、これは産業建設常任委員長のほうから急いで常任委員会に説明すべきだという申出というか、提起をして、事が重要だということも含めて全協も開かれる予定なので、そこで皆さんに報告するっていうのは、了としたというふうに委員長からは聞いているんでこっちはいいんですが、ただ今日この公共下水の使用料の未請求等があったっていうのは、私は今日、今初めて分かったわけです。そうであれば、やっぱり去年から進めて今年の1月から調査を進めて、その途中であっても今こういうふうな事態が起きていて、

調査の結果を踏まえて正式には報告しますよと。ということで、中途でやっぱり所管の常任委員会に報告があつてしかるべきだったんではないかなっていう思いがあるもんですから、今、データの照合が終わったのはいつですかって聞いたのはそういう意味です。それ以上の意味がないので、ぜひこういう問題はやっぱり基本は全てちょっと掌握した上で報告するっていうのはもちろん当然だとは思うんですが、今回に始まったことではないという思いが私の頭の中にもありますので、今後の議会への向き合い方についてぜひ適切なときにやっぱり必要な報告をするということはやってほしいなと思います。これはうなずいていますので答弁は要らないですが、質問はこの1ページのところに②未請求分、請求漏れ、平成11年度から令和3年まで32件、未請求金額822万円。3ページのほうを見ますと、4、対象の方への対応で、時効になつてない、つまり徴収できるもの。ごめんなさい。そうじゃなくて、ここの表に時効のために徴収出来ないものの17件、徴収する額26件、計43件。1ページのほうは時効かどうか関係なく全部で33件。ここには43件、10件の違いはどう理解したらいいのか。この数字の10件の違いというのは何なのかなっていうのが幾ら読んでもわからないので、そこをまず教えてください。

○議長（古館章秀君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） お答えいたします。1ページ目の32件と2ページ目の合計43件の差11件は同じ方であります、古い時期から下水道に接続されていて、時効過ぎている金額の分と時効になつてない金額の両方に重複している人が11人いるということで、合計が合わないものでございます。

○議長（古館章秀君） 落合久三君。

○16番（落合久三君） そこはわかりました。それからあと最後ですが、私もちょうど田中議員と同じ問題意識を持ってこれ見たんですが、要するに、5年の時効が過ぎていたものが15件で、金額にすれば500万とこれは多分係長1人分の年収に、正確ではないですが、相当するぐらいの金額でないかなと思って見るんですが、やっぱりこの原因はともあれ、正確に言えば宮古市に結果として実害、損害を与えたことに私はなると思うので、この点は先ほど総務部長が今後の云々かんぬんという発言がされましたので、私は過去にもこういう問題が、なんていうのかなこう、やっぱり市民の感覚からすれば釈然としないと思うんです。500万の損失が出てるのに誰も責任取らないのかと。端的に言えばそういう疑問を生じるようなことを放置しないように、適切なやっぱり対応すべきだと思うんですが、それを改めて、重複するんですが、もう一度聞いて私は終わりたいと思うんですが、市長この点はどうです。

○議長（古館章秀君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） その点につきましては、これからどのようにするかを考えたいというふうには思っています。いろんな事案の中で今までの経緯の中で、私の給与減額に至った事案、それからそうならなかつた事案もありますので、それらをしっかり見て、そして今回のそれがそれに当たるかどうかというのを確認した上で、私なりの処分がどのような形になるかを考えたいというふうに思います。

○議長（古館章秀君） 白石雅一君。

○1番（白石雅一君） すいません。1点だけお伺いしたいんですけども、今回、20年ほどこのことについて分からなかつたというところで、2ページ目の3の原因の2つ目の丸ポチのところで、後段に相互チェック機能が働いてませんでした、というふうに書いてあるんですけども、この使用開始のデータと料金システムの反映の確認というのは業務の中で絶対しなければいけない部分ではないのかなというふうに私は思っているんですが、これが出来なかつたというのはどういったことが原因だったんでしょうか。

○議長（古館章秀君） 大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君） 開始当時なんですけども、公営企業会計、上水道、それから下水道というのはまた全然違う組織でございました。建設課サイドの組織であって、片や上水道については公営企業会計というところで全く別なところでの料金の反映のデータのやりとりをしていましたというところでございます。片やもうでき上がったので、料金システムを反映してください。ということでもうそこで業務が終了したと思っていた、というような内容になります。組織が違うので、今のような連携っていうようなところっていうのはなかなか難しかったというような状況でございました。

○議長（古館章秀君） 白石雅一君。

○1番（白石雅一君） 組織が別々だったというお話なんんですけどけれども、今後再発防止のところでは、③で相互チェックを行っていくというふうに書いてあるんですが、そうするとその組織の垣根を越えてやっていくってことですか。

○議長（古館章秀君） 大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君） 今、施設課、それから経営課というところになっております。同じフロアにおりますので、相互チェックっていうのはもう既にやっております。今後、必要な部分っていうのはそれを機械化って言いますか、システム化をして終わったらばもう料金に反映されるというようなところで人の手を返さないというようなところのシステム化をしていきたいというように考えております。

○議長（古館章秀君） そのほか。松本尚美君。

○17番（松本尚美君） 確認をさせてください。1ページの経過の最終のところなんですが、最終的に①震災等に建物が解体、メーター廃止されたもの。②土地区画整理事業に土地の場所、形状が変化したもの、古い届出。ポイントとすれば3点挙げてますんで、このポイントで130件あったんだよと。その中で未請求分が32件、誤徴収ですか、1件ということなんですが、それぞれのこの32件のうち、1件の誤徴収はちょっと置いといて、未請求分の請求漏れ、これが①、②、③で分類したときに何件ずつになってますか。

○議長（古館章秀君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） 今ご指摘になった130件については、①から③の部分130件を調査したという意味でございまして、32件がこの1から3に当てはまっているというものではないです。32件については、1から3以外で確定出来たものです。

○議長（古館章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） そうすると、今回この経過、原因、これの説明の部分にはこのポイントが当てはまらないということですね。要は今度①②③とは別な理由ということですから、その区分といいますかね、どういう区分32件の部分でいえばどういう原因で分類されるんですか、ということですね。逆に言えば。ただこの130件で関係なかったということは、ここに記載する必要はないという話になってくる。

○議長（古館章秀君） 中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君） お答えします。130件というのは一応こういうふうに絞り込みましたという経過を具体的に書いたほうがいいと思って記載したものでございます。32件については、これ延べ人数で実際の家屋の数としては14件になります。新築と同時に、下水道を接続したのに漏れていたものが2件、あとはそもそも既存の建物に新しく下水道を引くといったときに、漏れがあったのが12件ということになります。公共下水道区域ですので、ほとんどが宮古地区で宮古地区が7件、磯鷄3件、高浜1件、津軽石3件という内訳でございま

す。アパートが2件ございます。

○議長（古館章秀君）　松本尚美君。

○17番（松本尚美君）　とすれば、むしろ130件というのは、ポイントとして絞り込んだってのはいいんですけども、やはり未請求分の請求漏れ、これがどういう内容だったかっていうのは、今課長がおっしゃったような内容のことをやっぱり説明、ちゃんと記載して説明すべきだと思うんですね。なぜそこを避けたのかっていうのも、むしろ避けたのかなっていう思いが逆にしちゃうんですよね。分かりました。それから2ページの時効になつてない徴収する額、その上に徴収に当たっては分割納付など対象の方に最大限配慮します。これえらいアバウトだな。最大限というのはどういう意味なのか。徴収、時効になってなくて、徴収に対応しなきやなんないっていう市民は、希望すれば20年でも30年でもあり得るのか。だから、これは個別に額によって判断するのか、その人の収入状況なのか、そういったものも取りあえず、私はこれは考えていかなきやならないのかなというふうに思うんですね。何かこういうアバウトな部分ではなくて、しっかり基本的に、そういった生活の収入面とかそういうものもあるかもしれませんけれども、何年で回収するんですか。何回まで認めるんですか。これはもうこういう書き方をすれば、希望すればね。10年払いでも20年払いでも、100回でも200回でも300回でもいいかって話になっちゃう。それを排除するか、しないか。こんなアバウトじゃなくて、もっと明確にどう対応するのかっていうことを私は示すべきじゃないかなというふうに思います。

○議長（古館章秀君）　中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君）　その方の納付していただく方にもよりますが、10年、20年というのはあんまりですのと、今までの例でいきますと、大体3年ぐらいに分けて分割納付をお願いしているという例もあります。一括で払うという方は当然一括でお支払いしていただいております。

○議長（古館章秀君）　松本尚美君。

○17番（松本尚美君）　だとすれば、こういう表現、記載ではなくて3年以内とかね。はっきり明確にしないと、これは見る限りでは最大限配慮、どこまでなんだ。わからない。そういった意味でね。やっぱりわかりやすく理解しやすい記載をしていただかないといけないんではないですか。

○議長（古館章秀君）　大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君）　そのように努めてまいりますんで、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（古館章秀君）　松本尚美君。

○17番（松本尚美君）　そうしますと、一括で払う方、それから分割で3年以内に対応していただく方、これは差が出るんですか。ちょっと確認ですね。例えば、本来であればね。これいただかなきやなんない。1回ですね。でもそれを分割にする。でも一括の人は、はいそのまま何も、そのまま受け取る。分割の人は、この金利というのはどうなるのか。だからそこらも含めて説明してください。

○議長（古館章秀君）　中嶋経営課長。

○経営課長（中嶋剛君）　一括の方、分割の方の差はありません。金利等がつくものではございません。

○議長（古館章秀君）　そのほかございますか。長門孝則君。

○14番（長門孝則君）　1点ですね、企業会計に対する副市長のかかわり方についてちょっとお聞きしたいと思います。企業会計については公営企業法上、副市長には決裁権がないと私はそういうふうに理解してるんですが、一般的の行政事務であれば、部長から副市長、市長に決裁があるんですが、企業会計の場合は部長から直接市長に決裁が回ると。法律上そうでないかなと私は理解してるんですが、この企業会計に対する副市長のかか

わり方がどうなのかなと。例えば決裁権がなくても指導をすると。いろいろ方法があると思うんですけども、その組織上の問題と実態がどうなのかなと。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（古館章秀君） 佐藤副市長。

○副市長（佐藤廣昭君） 決裁等の権限に関してはご指摘のとおりでございます。ただ通常の事務処理等に関しましては、ほかの部あるいは課と同様に、私どもも積極的に関わって指導しているつもりでございます。

○議長（古館章秀君） そのほかございませんか。質問はないようですので質疑を終わります。説明員の入替えを行います。

### 説明事項（3） 津軽石地区の水道水からの異臭について

○議長（古館章秀君） 次に説明事項の3、津軽石地区の水道水からの異臭についてを説明願います。山本市長。

○市長（山本正徳君） 津軽石地区の水道水からの異臭の発生について、大変ご心配をおかけしております。本日は、昨年9月の水道水の異臭発生から今日まで、どのように対応してきたのか、現在どういう状況なのか。今後どのように解決を図っていくのか、上下水道部より説明させていただきたいというふうに思います。また、ミヤコ石油津軽石給油所での対応につきましては、消防本部より説明をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（古館章秀君） 大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君） 津軽石地区の水道水からの異臭についてご説明をいたします。1の経過でございますが、令和2年9月18日から19日及び26日から27日にかけて、津軽石系の水道水から異臭が発生し、給水制限、飲用停止を行いました。対象地区は、津軽石地区、新町上、払川、荷竹、藤畠、駒形通、栄通り、赤前地区、赤前、堀内でございました。令和2年9月26日に異臭の原因をETBEと特定をいたしました。上水に異常がなくなりましたので、令和2年9月28日から給水制限を解除いたしました。令和2年10月12日から15日にかけて、ETBEの濃度上昇傾向が見られました。異臭があるとの情報提供者がありまして、ETBEのフランスでの基準値を参考に水道水としては飲料可能であること、心配な方は飲料水バックを届ける対応をいたしました。令和2年10月19日から令和3年6月4日まで浄水場のETBEは不検出でございました。5月29日にガソリンスタンド近くに観測のためのボーリングを掘ってございます。そこからETBEが検出されましたので、スタンドのほうには情報を提供して監視するようにということでお願いをしております。令和3年6月5日から取水井戸で再びETBEが検出されました。このため6月7日に赤前、堀内は千徳系に給水を切替えました。7月6日に異臭があるとの情報が複数件寄せられたことから、7月7日より、津軽石地区内に臨時給水場を4ヶ所設置し、あわせて給水車を巡回をさせました。飲み水としてはフランスの基準値内であります。心配な方は給水車及び臨時給水場をご利用してくださいと防災無線を行ったところでございます。2の発生原因と混入経路でございます。原因物質は、エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル、ETBEというものです。バイオエタノール等を合成した物質で、ハイオクガソリン、イレギュラーガソリンに配合されている物質でございます。参考資料1として、令和2年9月の濃度測定結果、参考資料2として、令和3年6月5日から7月18日までの濃度測定結果表を3ページ、4ページとして添付いたしております。混入経路は、5ページ、6ページに参考資料3及び4のとおりミヤコ石油津軽石給油所からのガソリンの漏えいによる疑いが濃厚であり、比較的水に溶け込みやすい、ETBEが地下水へ漏えいし、地下水の流れの下流にある取水井戸に到達したものと推測をしております。今後の対応でございます。本日議員全員協議会に説明を行った後、住民の皆様に対して説明会を行う予定です。

その前に経過説明について、各戸チラシを配布したいというように考えてございます。給水活動につきましては、防災無線、市ホームページ、ツイッターによる周知、それから給水車による巡回給水をしております。2ページをお開き願います。給水拠点施設3か所、それから緊急貯水槽1ヶ所計4ヶ所で現在給水活動を継続中でございます。給水活動の終了につきましては、ETBEの上水道末端で基準値が末端で検出が不可を確認したときに給水活動を終了したいと考えております。水源の変更についてです。津軽石系の浅井戸から千徳系の深井戸への変更を現在検討中でございます。これに関しましては、配水管の見直しと施設の構造変更を伴うことから、現在調査業務を委託して進行中でございます。水質監視についてでございます。取水井戸周辺の水質監視、これは今後も継続をして行ってまいります。上下水道部水質係にて水質検査を現在も実施中でございます。観測井戸位置図については7ページ、参考資料のとおり井戸を設置してございます。国への要望です。ETBEの水質基準が現状では示されておりません。関係省庁に規制を求めるこを要望していきたいと思っております。それから最後にガソリンスタンドへの市関係部の関わりでございます。消防法令に関するものは広域行政組合消防本部、環境法令に関するものについては、環境生活課となります。情報を共有しながら対策を講じてまいりたいと思っています。上下水道部から以上でございます。ミヤコ石油に関することについて消防のほうからお願いしたいと思ってます。よろしくお願ひます。

○議長（古館章秀君） 小林消防本部消防長。

○消防本部消防長（小林達広君） 消防本部から有限会社ミヤコ石油津軽石給油所に係る経過についてご説明いたします。資料の8ページをごらん願います。1の施設の概要ですけども、場所は宮古市津軽石第13地割365番地で宮古市と豊間根との境の国道45号沿いとなります。給油取扱所としての設置許可年月日は昭和46年6月2日でございます。取り扱っている油につきましては、レギュラーガソリン、ハイオクガソリン、軽油、灯油の4種類となっております。2の経過でございますが、（1）取扱い油種、数量につきましては、毎日の始業前後における在庫管理表での確認と、週1回、漏えい検査管による点検を実施しております、異常な数値は認められなかったものです。（2）施設につきましては、令和2年10月6日に消防法で義務づけられている1年に1回の地下貯蔵タンクと地下埋設配管の漏れの点検を実施し、異常は認められなかつたものでございます。（3）令和3年7月9日、ミヤコ石油より在庫管理表によるハイオクガソリンの数値に変動が見られたため、ハイオクガソリンの給油販売を停止する旨、消防本部に連絡があつたものでございます。（4）ミヤコ石油では消防本部立会いのもと、7月の10日と14日に漏れの点検を実施したものでございます。3の検査結果でございますが、7月10日に地下貯蔵タンクにもハイオクガソリンとレギュラーガソリンになりますけども、こちらについて、漏れの検査を実施したところ、異常はございませんでした。次に、ハイオクガソリンの吸引管について漏れの検査を実施したところ、配管の圧力が下がり、異常が認められたものでございます。9ページをごらん願います。実施日が変わりますけども、（2）7月14日にレギュラーガソリンの吸引管についても漏れ検査を実施しておりますけれども、異常はございませんでした。4、対応でございますが、異常があつたハイオクガソリンの吸引管は、現在、ミヤコ石油が改修中でございます。また老朽化が疑われるレギュラーガソリンの吸引管についても、ハイオクガソリンの吸引管、この工事が終了後、改修するということで、ミヤコ石油に確認をしております。吸引管の改修工事は7月15日から既に着工しているものでございます。なお、現在、ハイオクガソリンの配管の掘り上げ作業中でございますが、7月19日の夕方油漏えいが確認されております。漏えい箇所や漏えいした量などにつきましては、現在調査中ということでございます。以上で報告を終わります。

○議長（古館章秀君） 質問のある方は挙手願います。松本尚美君。

○17番（松本尚美君） 何点かちょっと確認をさせてください。まずこのボーリング、異臭騒ぎが起きて、ボーリングをしている箇所、これが資料の5ですか。要するにガソリン由来が疑われるということだというふうに思うんですけども、ボーリングで井戸を掘って調査してる箇所っていうのは、スタンドさん含めてここは工場とかあるエリアなんですね。とすれば、このエリアに結構集中してボーリングしてるんですが、これはもうこのエリアが疑わしいという前提でボーリング調査をしてるんでしょうか。

○議長（古館章秀君） 竹花施設課長。

○施設課長（竹花満浩君） はい。そのとおりでございます。

○議長（古館章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） わかりました。それから消防のちょっと説明の中で、検査ですね。8ページですか。8ページ。令和2年10月6日に消防法で義務づけられてる1年に1回の地下タンク貯蔵タンク及び地下埋設管の漏れの点検を実施して異常は認められなかった。これ地下埋設管の中にこの吸引管は含まれていますか。含まれてません。

○議長（古館章秀君） 小林消防本部消防長。

○消防本部消防長（小林達広君） 年に1回の点検につきましては、地下貯蔵タンクと配管両方なりますので吸引管も該当いたします。

○議長（古館章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） 含まれるということですね。昨年の10月の6日に点検した際に、チェックした際に、吸引管今回問題になっている。破断してんのか、腐食して穴が空いているのかわかりませんけれども、漏れてる吸引管、これも検査はしてるということでしょうか。

○議長（古館章秀君） 小林消防本部消防長。

○消防本部消防長（小林達広君） はい、そのとおりでございます。

○議長（古館章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） そうしますと、まだはっきりはしないのかもしれません、今回吸引管の損傷が見つかった。そこに問題があるんで今改修してますよということなんですが、スタンドの漏れっていいますか、漏れの時期、これは昨年の異臭が発生した時期と重ならないんですけども、そこはどういう理解をすればいいですか。

○議長（古館章秀君） 大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君） ETBEというのはガソリン由来の物質だというふうには思っております。この点検の際にはある程度その誤差というのがあります、こちらのほうについては大丈夫だった。異常は認められなかつたというように理解をしております。ただし、実際には誤差値もっと低い段階で臭い、ETBEというものが検出されていた。実際されているわけなんんですけども、そういう状況にあったのではないかというように推測しております。

○議長（古館章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） そうしますと、今回説明いただきましたスタンドの吸引管の損傷が原因で油が流出して、それが井戸に影響を与えたと。これはあくまでも推測と、断定しないということですね。

○議長（古館章秀君） 大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君） 今の段階では推測ということになります。これが全て直して、全然ゼロとい

うような形で取水井戸のほうの検査値がゼロになれば、これは、ということで確定できるものと思います。

○議長（古館章秀君）　松本尚美君。

○17番（松本尚美君）　そうしますとその確定するっていうのはどなたが確定することになるんですか。

○議長（古館章秀君）　小林消防本部消防長。

○消防本部消防長（小林達広君）　はい。ただいまの漏えい箇所、あと漏えいした量について調査中でございます。配管について掘り上げてる状態ですので、今後漏えい箇所というのがわかつてくるかと思います。そこでの判断になります。

○議長（古館章秀君）　松本尚美君。

○17番（松本尚美君）　ですから、それをスタンドさんが原因だよということを断定するのはどなたですか。消防のほうでやるんですか。それとも第三者機関にチェックしていただいて、証拠といいますかね、データをちゃんと整えて示して、これが原因ということを断定する。それはどなたがやるんですかということですか。

○議長（古館章秀君）　大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君）　ガソリンスタンド自体が大丈夫だというのは消防本部です。ただ、検査値自体が誤差があるということです。検査は通っておってもやはり実際に出ているというようなところ、法令から外れてる部分がありますので、そこについて私たちのほうでは、まだ出てますよ。というようなところで情報提供をして、実際ちゃんとやってくださいというような流れになると思います。なので、どこで誰が確定するのか、というような部分になりますと、実際その法令上でいけば消防のところで検査をして通ればそのとおりですけれども、実際水を飲むほう、水を供給するほうといたしましては、出ているうちはまだだよということで働きかけをしていく。それがなくなった時点で大丈夫だよということで市長に報告をして結果ももう大丈夫ということになると思います。

○議長（古館章秀君）　松本尚美君。

○17番（松本尚美君）　お尋ねしてる前提は、損害賠償請求ができるかどうかっていうですね。だから、その法令上、スタンドさんがこの吸引管から漏えいしたっていう事実関係、これを確定する。確定してそれが井戸に影響を与えている。当然水道のほうでも、コストがかかってると思うんですね、ボーリング含めてですね。そういう調査、そういうことをどう補填するのか。ということが私が聞いてる前提なんですね。だから、この今回の漏えいに関して、スタンドさんには何ら賠償責任を負わないというものなのかどうか。法令上、何もないからということですが、そこを確認してるんです。

○議長（古館章秀君）　山本市長。

○市長（山本正徳君）　非常に難しいと思います。このガソリンスタンドはしっかり消防法に基づいて、それでやって漏れがないというような状況で営業してきているわけでありますし、またその部分で、検査をやらなかつたとかそれから毎日のチェックとかもやってなかつたっていうんであれば、問題があると思うんですが、法令に従ってきちっとやってる中でこういうのが起つたので、これを責任を問うっていうのは今の時点では、難しいというふうに思います。その点で検査器具、それからあるいはその漏れてる濃度等が害を及ぼすような形、それから国でもって基準のところまでは行ってないその濃度をなもんですから、なかなかその部分が、それから国にもそういう基準がないので、これなかなかその責任を問うっていう形はなかなか難しいんではないかなというふうに思っています。まずは安全な水を住民の方々に提供することができるようになるのが行政の役目だというふうに思っておりますので、この後の、結果と経過につきましては、また報告させていただきたいと

いうふうに思います。

○議長（古館章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） 私が聞くまでもなくそこに皆さん頭があるのかなというふうに思いましたから、この説明の段階でその部分も含めてあればお聞きする必要がなかったかなあというふうに思います。それからもう1点なんですけども、1ページの地元に対して住民説明会を時期は給水活動終了後予定と。そして、2ページ目には検測不可。これでもって給水やめるのかなというふうに思うんですが、ここがどうもちょっと時期がね、私はそれが適切なのかどうか。ということですね。だからもうこの時点で、今時点でこのデータプラスアルファがあれば、今お話しになったことを含めて、そういったことでやっぱり地元説明も始めていいんじゃないのかなというふうに思うんですが、何でこういう対応なんですか。

○議長（古館章秀君） 大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君） 当初もう少し早く終息するんじやないかなというような思いでありましたので、こういう表現になりましたけれども、先ほども言いましたけども、まずはチラシを早急に経過を報告します。速やかに8月中旬に住民説明会を開くというようなことで現在進めてございます。表現がまずいというのはそのとおりと思います。

○議長（古館章秀君） 落合久三君。

○16番（落合久三君） 行政がまずもってきちんとすべきは利用者の、水道水を使っている皆さんに本当に安心を早く徹底して、安心安全な水を供給するために全力を挙げる。これは全く異議なしだと思うし、そういうのを軸にしてきちんとやるっていうのは全くそのとおりかなと思って聞きました。それを踏まえて、この水源、上下水道部長は冒頭水源の変更ももう既に検討をしていると。今までの浅井戸から今度は閉伊川の深井戸に変更をしていくと。配水管、配水関係の見直し等施設の構造変化を伴うので調査検討業務も既に委託したっていうふうに読み取りました。そうしていきますと、今松本議員が言ったそういうその水源を変更するって言ってもその5万10万で多分済まないんだろうなと。この工事がね。結構な費用がかかるんじやないかと思うんですが、とどのつまりそういうふうな費用も今回のなぜそう水源変更までせざるを得ないか、その原因をつくったのは誰なのかというような問題が常に付きまとんじやないかなと私も思うんです。そこで、8ページ、9ページの消防本部が立ち会った上でやった、津軽石給油所の調査結果がここに書いてあるんですが、整理する意味で繰り返しになるかもしれません、簡潔に言うと、消防本部が立ち会って、津軽石の給油所を調べた去年の10月6日は地下タンクも配管も異常なし。今年の7月9日ハイオクの在庫に数値に変動が見られた。変動が見られた原因については触れてありません。触れていないです、この文章では。そして今年の7月10日と14日に、ここが消防本部の立会いのもとにミヤコ石油が点検をした結果が書いてあるんですが、7月10日の消防本部立会いの下の調査では、吸引管に異常が見られた、こう書いてありますね。この8ページの1番最後、検査の結果、吸引管に異常が見られた。そして、次のページの14日の調査では、吸引管に漏れは認められない。こういうふうにざっとそのいつどこでどこが原因と思われることからこうなったのかっていうのは、まだこの文章を見る限りでは私はまだ断定出来ないんのかなというふうに思ってみたんですが、結果として9ページの4、対応、異常があったハイオクガソリンの吸引管は、ミヤコ石油が改修中であると。そしてあわせて老朽化してるとレギュラーの吸引管も改修するということを確認をしたってこう書いてあるんですが、この措置自体は当然かなとは思うんですが、聞きたいのは、ミヤコ石油さんが吸引管、そのハイオクの吸引管は改修しますよ。あわせて老朽化して疑われるんで、レギュラーのほうの吸引管も改修するよというのは、ミヤコ石油の

会社の自主的な判断でそうすることになったのか。消防本部が消防法に基づいてこうしなさい、っていうんでもうなってるのか。ここの最後のところ、どうです。

○議長（古館章秀君） 小林消防本部消防長。

○消防本部消防長（小林達広君） 今回の改修工事につきましては、消防側に対する設置許可という形で業者側から出ております。その設置許可の内容につきましては、ハイオクガソリンの配管の改修とあわせて、レギュラーガソリンの配管の改修、両方になっております。今回異常があった部分は、ハイオクの配管なんですけども、同年に設置されている老朽化が疑われる配管ということですので、そちらについては、話をしながら一緒に交換していただきたいということで最終的にこの設置許可申請から許可という形になっております。両方の配管を交換するということです。

○議長（古館章秀君） 落合久三君。

○16番（落合久三君） そうしますと、今、消防長が言ったように、とどのつまりミヤコ石油有限会社が今吸引管の改修に取りかかっている。それは消防本部の消防法に基づく云々かんぬんということを勘案をしてそうすべきだ。そうしなさいということに基づいて、ミヤコ石油有限会社がやっていると。要するにまだ懸念があるのでそういうのを払拭するために、本部からやれと言われなくとも自分らの判断でこれは当然やったほうがいいなっていうんでやっているのか。いろんな意味で、先ほど来議論になっているその原因と責任が特定出来ないことからくる自体がるる進んでいるとすれば、その辺もちゃんとしていかないとまずいことが起こるんじゃないかなと思うもんで聞いているんですが。

○議長（古館章秀君） 小林消防本部消防長。

○消防本部消防長（小林達広君） ハイオクガソリンの配管につきましては、検査をした結果異常があつたと。その検査内容につきましては配管に圧力をかけて一定程度の時間を見るわけですけども、その中で、時間の経過とともに圧が下がつたために、本来密閉されていなければならない配管に明らかに異常があると。いうことですので、それで設備として正規の形じゃないということですので、それはうちのほうで直しなさいということです。片やレギュラー配管につきましては、点検したところ以上はございませんでした。しかしながら、同じ年度に設置されている老朽化が疑われる配管でありますので、説明の中で一緒にしていただきたいということでの工事になっております。

○議長（古館章秀君） 竹花邦彦君。

○15番（竹花邦彦君） これまでの松本議員からの指摘も含めて同様の質問内容になる点もあるうというふうに思いますが、よろしくお願ひします。やはり私もこの言わば、異臭の原因等々含めて、昨年からこの問題が起きてきているということは全協等でも報告を受けてまいりました。そこで、ETBEが原因だと、これは前回でも説明を受けているわけですが、それが今回はガソリンスタンドが疑いが濃厚あるいは推測をされる。こういう書き方がなわけですが、当然私も原因が特定をされたのであれば、これは今のところまだ微妙という表現の仕方をしているわけですが、当然、一体誰がそういう排出をしたのかということが、今後様々な状況調査等も含めて特定がされるといった場合は、私は当然やっぱり損害賠償請求等の問題は生じてくるだろうというふうに思うんです。先ほど市長のほうでは、様々なその本当にそこは困難性があるんではないかという指摘がありました。確かに今でも一定程度、指導の中では、濃厚あるいは推測されるという表現を使ってますけれども、ほぼそこに間違いがないだろうというふうに見てることでしょ。消防の検査等でも、これ去年の定期検査では出なかつたけれども、今回、ガソリンスタンドのほうからどうもおかしいということがあって検査をし

たら、吸引管に原因があったと。若干の去年の日程的なタイムラグはあるにしても、やっぱり通常だとやっぱりそういうふうにね。ただ問題はそういったきちっとした科学的なあるいはそういったことを調査に基づいて、原因が特定をされるということは当然必要なことだというふうに思いますけれども、ですから私が聞きたいのがね。原因が特定をされたということになればそこはどうなるんですかということです。市のはうで水道のほうでそういう損害請求という問題も法的な手段も含めて対応するんですか、しないんですか、というところを私は先にお聞きをしたいんですが、この点はどうでしょう。

○議長（古館章秀君） 大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君） 先ほども市長がおっしゃったように今のところまだ疑い段階であって、そしてまたそれぞれ水上下水道部もそれから消防本部もそれからミヤコ石油さんもそれぞれの中でやるべきことをやってきております。その中で、何で今こういう状況にあるのかなというところっていうのは、法で定めた部分の中のそれ以外のところで物事が進んでいるというところでございます。ですので、今の段階では安全な安心な水を届けること、これをやらせてほしいというのがまず第1点でございます。そのほかにつきましてはもう少し落ちついたらば改めて考え方をさせてください。ということでご了承願いたいなと思います。

○議長（古館章秀君） 山本市長。

○市長（山本正徳君） 聞いてる内容が違うと思うので私のほうから、竹花議員が聞いてるのはだから法的にそれをきちっと出来ないのかという話ですが、今の段階では、石油会社はきっとその法的な検査を全部してるんですね。この法的な検査の中ではその漏えいが見つからないようなところから起こっている。だから微量なものなんですが、その状況が今あるんで、ここが断定するような形になった場合に、法律的にそれを聞えるのかというのは、今後弁護士等とも相談をしてその対処についてはやっていきたいというふうに思ってますのでもう少しお時間いただきたいと思います。

○議長（古館章秀君） 竹花邦彦君。

○15番（竹花邦彦君） 当然、今市長がおっしゃったようにね、全く今困難だから、そういった法的な検討をしないということではないだろうというふうに私も思うんですよね。それは確かに去年の消防の定期検査の中では異常が見られなかった。しかし現実に7月10日にガソリンスタンド側からタンクの量が減ってきてているということで、7月の10日、14日に検査をしたらば、ハイオクの吸引管から異常が見られた。したがって当然その前から起きてきてるということなわけですよね。去年の異臭の時期と一致をするかどうかという問題はあるけれども、いずれにしても今年の7月10日、会社側からそういう消防に情報提供があった以前からそういう状況はもう見られているということですから、当然そのことも含めて、去年の異臭と原因があるかどうかという問題はちょっとここは私何とも言いません。いずれにしてもそういうことが今後の中でしっかりと当然市のはうで推定をされて濃厚だと今のところ言えるのか。ただ現実やっぱりそういったものがはっきりしていった場合にはやっぱり一定程度市に様々なこれまでのかかってきた経費、あるいはこれから後でお聞きしますけれども、水源の言わば変更等々含めてですね。あるいは汚染土の処理がどうなるかという問題も出てくるわけですよ。浸透していく分を除去する必要があるかないか、ちょっとそこは私は技術的にわかりませんけれども、様々そういった問題にも波及をしてこざるを得ない。ですからそこの損害賠償の請求等々も含めてここはしっかりと検討すべきは検討をしていく。こういう姿勢は大事だろうという。そこはやっぱり私やっぱりはっきりさせてもらわないと、これはなかなかただ困難性があるというだけでは、説明責任がつかないだろうというふうに思います。ここはぜひ市長がおっしゃった方向で対応を、今後、法的な問題という前提を整理をしながら対

応していただきたいというふうに思います。そこで二つ目です。何よりも先ほど落合議員がおっしゃったように住民の方々に安心安全な、そこで水源の変更の問題ですが、今検討しているというふうにおっしゃってますけれども、それは検討した上で仮にやるとすれば、いつこれは住民の方々に提供できるんですか。その水源変更によって安心なんですが、どのぐらいの時間が必要なんですか。

○議長（古館章秀君） 竹花施設課長。

○施設課長（竹花浩満君） お答えいたします。時期的なところなんですけども、水源変更について、今、調査検討しておりますと、そのあと詳細設計をしまして、早ければ来年度から工事に入っていきたいなというふうには考えております。

○議長（古館章秀君） 竹花邦彦君。

○15番（竹花邦彦君） 来年度工事する。そうすると、その工事もどのぐらいかかるかちょっとわかりませんが、いずれにしても水源変更に伴って、飲料水の供給ができるのは、来年度以降ということで、その間は言わばその水については、今やっているような給水車による、必要な方についてはですよ。そういう対応を今年、来年もそういう形で対応していくという考え方ですか。

○議長（古館章秀君） 大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君） そのとおりです。

○議長（古館章秀君） 竹花邦彦君。

○15番（竹花邦彦君） ですから、住民の方々については、水源変更等によってそこはそういう水が提供できるには一定程度やっぱり時間がかかるといふこともここはね、一定程度きちんと説明をしていく必要があるだろうという、その間はどういう対応するか。申し訳ないけども、給水車の対応なりますよというところも含めて、住民の方々にきちんと説明をしていく必要があるんではないかというふうに思うわけです。何か。

○議長（古館章秀君） 大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君） 先ほど言ったこの状況が続ければ、今の状況、給水車対応をしていくという状況です。ただいまのガソリンスタンドのほうについて、原因がある程度特定をされて改修をしていくといった中で値は下がってくるものとすれば、給水車対応という部分についてはもうゼロになれば、給水車対応しませんので、普通の安全な水を供給できるというような状況になりますんで、そういう対応をしたいと

○議長（古館章秀君） 竹花邦彦君。

○15番（竹花邦彦君） にも関わらず水源変更をしていくということ。またそこら辺はね、きちんと説明をしておかないと、じゃそこの水源変更の問題は必要性があるんですかって話も含めてね、ちょっとそこら辺をあらためて。

○議長（古館章秀君） 竹花施設課長。

○施設課長（竹花浩満君） お答えいたします。今回のETBEの問題が起きる前から、あそこについて浅井戸でして、津軽石川の水量に影響されるという状況がございます。渴水時期にやっぱりなかなかちょっと水のほうの水量、思ったように取れないということもありましたので、千徳系からというのもETBEの問題が起きる前からは検討はされておりました。ただ、今回その上流部にそういうガソリンスタンドさん、あとは工場とか、それから一般住宅がございまして、ここは下水道がしっかり完備されていればいいんですが、浄化槽をやられてる方、それから浄化槽やられてなくてそのまま雑排水を流されているっていう方々がいるので、やっぱりおいしい水を供給するというところ、それから、安全な水というところで、例えばガソリンスタンドさんのほうがし

っかり今後ETBE流さなくなても逆にそのほかのほうの工場で何か別なのが地下に浸透すれば、それはそれでちょっと困るというところがあるというのでやっぱりしっかりと安心できる水を供給するためにはやはり千徳系こちらのほうの閉伊川のほうからの深井戸の水を供給するのがベターだろうということで、その方向で今進んでいる状況でございます。

○議長（古館章秀君） 竹花邦彦君。

○15番（竹花邦彦君） 最後になりますが、基準値の問題です。日本ではETBEの基準値が定められていない。

したがって、前回もお聞きをしたような気がしますが、フランスの基準値によれば、こういうことになっている。フランス以外はこれない。市民の人たちも何でフランスの基準なの。日本には基準がないんだろうか、という話も含めて、実はこの問題が先般報道されてから市民の間ではそんな話になってるんです。何でフランスの基準、日本にはこの基準がないんだべか。今日、詳細に説明されていますけれども、海外ではこれはフランスだけなのか、そのほかの国では、ETBEの水質基準というのは設けられていないのか。その辺はどうなってるんですか。

○議長（古館章秀君） 大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君） 日本では基準値は定められておりません。フランスをなぜ引用したかというところですけれども、例えばブラジルとかの場合には、ETBEではなくて、エタノールそのままというような形になっておりまして、難しく喋ってくとETBEでないものを使っている。ETBE使っているのはフランス、それからドイツもでしたかね、その中で基準値を見つけたのが内閣府のところの食品安全衛生委員会というところに、基準値、フランスの文献によればというところがございまして、それを引用させていただきました。日本に基準値がないということで、どの辺まで大丈夫なのかなというところの確認というところです。私が確認しているところでは基準値持つてるのは、今段階で知見としては、フランスだというような状況です。

○議長（古館章秀君） 竹花邦彦君。

○15番（竹花邦彦君） 今日、配付されている資料3ページに原因は市のホームページに掲載しているようですが、（2）の中に、県からの情報提供ということで、あ、い、う書いてあります。あ、日本国内では健康意識に関する文献が見当たらない。つまり基準値がない。後は市から今後国に対してはそこは基準値をしっかりとするようにということを要望していくという話もありました。こここの2番目のETBEの関係資料は内閣府食品安全委員会のホームページにある。これはどう理解をすればいいわけですか。そういう記載があつて何らかのこう基準みたいのは一切ないということに、ここはどう考えてますか。

○議長（古館章秀君） 大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君） 日本におきましては基準値はないということは先ほどお話ししたとおりです。内閣府でも事例があまりないものですから、ETBEに関するものについては、基準値というものはない、というように記載をされておりました。その中でじゃどうなの、というところで備考欄に備考というような部分のところでフランスの評価についての記載がございました。そこを引用させていただきました。

○議長（古館章秀君） 竹花邦彦君。

○15番（竹花邦彦君） いずれにしても、当然これは国で本当この水質基準値を設けてないということは何だったのかなという、私も不思議ではしょうがないわけです。ただ現実にそういう事例がなかったということなかどうかわかりませんが、いずれにしろもう現実に当市で起きたわけでありますから、そこはしっかりとやっぱりきちっと命に関わる健康に関わっていく問題でありますから、当然、事例がないというのは私もちよ

っと不思議でしようがないわけ。それだけ消防のきちんと点検等がされてきたという裏返しでもあるんだろうというふうに思いますけども、そういうことでありますから、しっかりとここは、国にはしっかりとした基準を設けて対応をしていくということも私は必要だろうというふうに思います。その辺もぜひしっかりと要望していくように、基準値を定めるように努力をしていただきたいというふうに思います。私の質問は以上で終わります。

○議長（古館章秀君）　白石雅一君。

○1番（白石雅一君）　すいません、何点か質問させていただきます。まず1ページ目のところなんですかとも、3の今後の対応についてなんですが、（1）の住民に対しての住民説明会なんですが、これはどのような方々が出席される予定でしょうか。

○議長（古館章秀君）　竹花施設課長。

○施設課長（竹花浩満君）　お答えいたします。この住民説明会なんですが、経過のところで書いております対象地区の住民の方、津軽石地区それから赤前地区の方を対象にまずチラシを配布しまして、説明会を開きたいと考えております。

○議長（古館章秀君）　白石雅一君。

○1番（白石雅一君）　すいません。質問がちょっとうまくいかなかつたです。この説明会の当局側の出席者の方々を。

○議長（古館章秀君）　竹花施設課長。

○15番（竹花邦彦君）　上下水道部では、大久保部長、施設課長。それから施設管理の係長、それから消防本部さんのはうを…。取りあえず今決まっているのは上下水道部3名でございます。そのほかの関係者については、これからちょっと協議していくかと思っております。

○議長（古館章秀君）　白石雅一君。

○1番（白石雅一君）　先ほど来、皆さんからの質問を大分出ておりますので、関心の高い事項ですので、ぜひ住民の方々にしっかりと説明できるような体制をとっていただきたいということと、あとはこのガソリンスタンドの方の出席というのはないんでしょうか。

○議長（古館章秀君）　大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君）　すいません、ガソリンスタンドの方の出席というのはないと思います。

○議長（古館章秀君）　白石雅一君。

○1番（白石雅一君）　全て当局の方々ということになろうかなとは思っておりましたけれども、厳しい質問出てくると思いますし、皆さんから様々なご意見出てくると思いますのでしっかりとそれをスタンド側にもそうですし、あと今回の資料の中ではありますけれども、5ページ目、6ページ目のところに、出光興産株式会社のホームページで載せておったガソリンスタンドのこの漏えいについての文書も出ておりますので、出光興産であったりその大元のところまでしっかりと意見を伝えるようにしていただきたいんですがいかがでしょうか。

○議長（古館章秀君）　大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君）　上下水道部でもって住民説明会をするということにつきましては、本社の出光興産というかホームページのところにもこういうことをやってるんだよというところで、しっかりと話をていきます。こういう話も出ましたというようなところでちゃんと伝えていきたいというふうに思います。

○議長（古館章秀君）　白石雅一君。

○1番（白石雅一君） よろしくお願ひいたします。次にページが少し飛びまして、8ページ目のところでちょっと疑問に思った点を質問させていただきたいんですけれども、今回3の検査結果の（1）の4番目、漏えい検知器8箇所の検査というものが異常なしということなんですかけれども、これが週1回の漏えい検査管による点検というところがこの8箇所と同じなのかどうかっていうのをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（古館章秀君） 小林消防本部消防長。

○消防本部消防長（小林達広君） そのとおりでございます。

○議長（古館章秀君） 白石雅一君。

○1番（白石雅一君） となるとですね、この週1回の2の経過の（1）のところにある週1回の漏えい検査管というのと、この漏えい検知管が同じで、共に異常なしであれば、この吸引管は検査対象にはもともと入ってなかつたのではないかと週1回のほうではどうなんでしょうか。

○議長（古館章秀君） 小林消防本部消防長。

○消防本部消防長（小林達広君） この漏えい検査管なんですけども、これは構造的に地下に埋まっているこの地下貯蔵タンクがありますけども、その周りに検査用の棒を突きさすような穴が空いております。タンクを包むような形で、その中で検査のときに検知棒でもって差してやって、タンクの周りに仮に油が漏れている状態であれば、その差した棒に油がつくということで確認用の管になります。ですので、その漏えい検知管につきましてはその配管の部分の漏えいを確認するというものではございません。

○議長（古館章秀君） 白石雅一君。

○1番（白石雅一君） 全て法令に基づいてということなんでしょうけれども、今回このようなことになりましたので、今後の対応で国の方にも要望していくというお話にはなっておりますけれども、その検査の在り方みたいなものについてもぜひ検討するなり、お話しできるような形にしていただければなと思いますが、ここ部分については…はい、わかりました。あとはですね、今回、該当している施設なんですけれども、昭和46年の6月2日に設置許可が出て、完成が10月2日ということなんですが、貯蔵タンクまたはその吸引管というのは、この昭和46年から1回も更新されていないということでおろしいですか。

○議長（古館章秀君） 小林消防本部消防長。

○消防本部消防長（小林達広君） はい。お答えいたします。そのとおりでございます。ただし一部ですね、配管を交換している箇所もありますけども、ほとんどがこの46年の設置ということになります。

○議長（古館章秀君） 白石雅一君。

○1番（白石雅一君） その津軽石の浅井戸の取水施設ができるタイミングとガソリンスタンドさんが出来たというの、時期的にはどちらが早いんでしょうか。

○議長（古館章秀君） 竹花施設課長。

○施設課長（竹花浩満君） お答えいたします。市の方の井戸なんですが、昭和56年の完成でございます。10年後にうちの施設が完成しております。

○議長（古館章秀君） 白石雅一君。

○1番（白石雅一君） もともとの話になるんでしょうけど、そのガソリンスタンドがある側に作るという判断は当時どのようにしてなされたのかというのをおわかりになりますか。

○議長（古館章秀君） 大久保上下水道部長。

○上下水道部長（大久保一吉君） すいません、当時のことについてはわかりません。

○議長（古館章秀君） ほかございませんか。田中尚君。

○20番（田中尚君） 私はこの間の皆さんのがりとりを踏まえてですね、ちょっと疑問に思う部分がありますので、その点について質問させていただきます。資料の8ページです。つまり資料の8ページの2の経過、(2)こここの部分が問題だなと思って私は読んでおります。つまり現実に漏えいがない限りは生じないような症状が、状況が生まれているのに、検査をしたら異常がなかった。ここがおかしいというのが私の理解ですよ。漏れているから、様々な異臭騒ぎが生じたのであってですね。それにもかかわらず今回、業者が対応しております吸引管の改修、言葉をかえますと広い意味では埋設配管ということになるんでしょうけども、そこをやっぱり改修せざるを得ないっていうことはですね。去年の検査の段階で、去年の10月ですね。去年の検査がどんな内容だったのかなというちょっと疑問が生じたんですよ。タンクの分に関しては、今、白石議員の答弁の中で明らかになりました。そうしますと、この地下埋設配管の漏れの点検はどういうふうな方法で行ってるんですか。

○議長（古館章秀君） 畠山消防次長兼消防課長。

○消防次長兼消防課長（畠山毅君） 吸引管の漏れ検査につきましては、加圧法という検査を用いてございます。配管内に20キロパスカル程度の加圧をしまして、30分後のその数値が2%以内の圧力変動であれば、漏れない、異常がないというような判断をされるものでございます。今現在、いろんな方面からこの状況について確認をさせていただいておりますけども、この2%の誤差の範囲でのピンホールあるいは計測機器の精度、そういったものが現時点では考えられるのかなというふうにも考えてございます。

○議長（古館章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） いずれ事実は雄弁でありまして、現実に漏れてるっていうことが客観的に生じているのに検査をしてもそれが見つけられないということが一つの教訓だなと思って私は受け止めております。それと同時に非常に古いんですよね。昭和46年というとたしか岩手国体のときなんじゃないのかな、もうはるか半世紀以上前の部分でありまして、そういう部分で多分タンクはコンクリート製だと思うんですが、埋設配管、これはどういうふうな構造物、なおかつ数十年にわたって圧力を受ける管でありながら、それは今言うような定期検査で2%の範囲内であれば別に更新の義務づけもないというふうになってるのはね。ちょっとこれ安全ということを考えたときにどうかなという思いがしましたので、一般的にはやっぱり何十年経過したらもう取替えだよというのが1番安心安全の確かな方法だと思うんですよね。そういう部分からすると、残念ながらそういうふうな言わば規制もない。1回つくったらば、もうずっと異常が現れない限りは使えるというのの一つの矛盾がこういう形で吹き出したのかなと思っておりますし、現時点での対応は宮古市がそのことによって取水場所を変えなきゃないというふうな対応は確かに原因がわかつて対策が取れたら必要なんじゃないのっていう議論も出てきます。しかしそれより安全な立場から安全な場所に取水箇所を求めていくというのは、これはこれとして合理的な判断だろうと思いますので、そうなるとこの間、議員の皆さん方が指摘をされてきた問題が残りますので、そこは市長からも考え方を述べられておりますので、そこを十分詰めていただくことを要望して終わります。

○議長（古館章秀君） 落合久三君。

○16番（落合久三君） 先ほど長くなりそうなんで辞めました。一つだけ消防長にお聞きします。今回の津軽石川のそばで起きたやつですが、例えば閉伊川沿いにもガソリンスタンド結構ありますよね。それから私の住んでいる磯鶴、河南で言えば八木沢川沿いにもガソリンスタンドがあるんですが、それぞれ設置年数や何か違うと思うんですが、今回のことを見て、他の水系沿いのスタンドの消防法に基づく点検みたいなのはやる

予定はあるんでしょうか。

○議長（古館章秀君）　畠山消防課長。

○消防次長兼消防課長（畠山毅君）　私のほうからお答えさせていただきます。現在宮古市内にはガソリンスタンドが26施設ございます。このうち、約7割に当たる19施設が設置後30年を経過した施設でございます。地上にある計量器等につきましては目視確認出来ますけども、地下タンクあるいは埋設配管といった部分につきましては、在庫管理の徹底、日頃の日常点検、それから法定点検、これらの漏れ点検が非常に重要となってきます。それとともに消防の立入り検査でこれらを確認をするというのが非常に重要になってくると思いますので、今後そういった施設を洗い出しを行いまして、改めて立入り検査をして指導を徹底していきたいというふうに考えてございます。

○議長（古館章秀君）　ほかにございませんか。質疑はないようですので質疑を終わります。説明は退出退席してください。ご苦労さまでした。予定しておりました説明を全て終了いたしました。その他に移ります。皆さんから何かございませんか。橋本議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（橋本久夫君）　それでは議会運営委員会からの報告と皆様にお示しをしたい案がございます。今お手元に配付されました資料でございます。これは令和3年度の9月定例会議の日程のことについてでございます。そしてこの案についてと、議会運営についての了解事項等についての改正についてをちょっと説明をさせていただきたいと思っております。皆様のお手元に9月定例会議の日程案、縦書きで色が示されているものが配付されていると思います。議会運営委員会では9月定例会議の会期について、いろいろ議論してまいりました。皆様からのご意見もいただきながら、一般質問の日程のとり方を含めて見直しをしてきたところでございます。これまで案の1と案の2を検討してまいりましたが、議会運営委員会といましましては、この案の2の中での議会運営に9月定例会議の日程にしたいと考えております。この案の2は、本会議が始まって、最初の冒頭のほうで本会議で一般質問を行うということで、これまで予算とか決算委員会等の後に一般質問等が行われてきたわけですが、それだとなかなかこう委員会等で反映されて来れないっていう場合が意見があつたことを踏まえて、一般質問を前に繰上げたいっていうことでの案でございます。そして、これまで9月定例会議等には中日っていうのがあったんですが、中日提案についてもそれをなくして、委員会等の会議等で日程を組めるっていうことで、多少日程を縮小した形での9月定例会議の日程案ということで、皆様からのご意見をいただきたいなと思っております。それで、一般質問をこういうふうに繰り上げることによって、一般質問の通告の締切りが変わってまいります。この案2でいきますと、8月24日が一般質問の通告締切りっていうことの日程となります。これで了解をいただけるかどうかということで検討していただきたいと思います。それからあわせて関連いたしますので、議会運営の了解事項の、この案2でいきますと、一般質問をこのように冒頭のほうに持ってくると、一般質問の通告締切りのことを見直さなければならぬので、資料2に書いてありますが、6月、9月及び12月定例会議の一般質問の通告期限は、当該会議における一般質問第1日の14日前とし、締切り時間は正午とする。ということで、ここを見直しをさせていただきたいなと思っております。それから（2）の前項の規定により定める通告期限が定例会議に係る議会運営委員会の開催日以降となる場合、当該委員会の開催日を通告期限とするっていうことで書いてあるんですが、これは仮に、案の2で一般質問のやつをやっておけば特に問題はないんですが、この何らかの不測の事態が生じたりなんかで、一般質問が後ろのほうにズレなければならなくなつたっていう場合を想定すると、議会運営委員会が会期中の開催になってしまって、開会前の日程とか一般質問の締切り等を決める会議が開かれなくなりますので、それを

担保する意味で（2）のほうで開催日をこのように定めていきたいなという旨で改正をしていきたいなということでの案でございます。以上、このようなことで今議運のほうで進めておりますが、皆様のほうからご意見をいただければと思います。

○議長（古館章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） 議運の委員長のほうから一般質問の日程の前提についてということで、現行の7日前を今回の改正案は14日までとするということで、そうしますと私の受け止めですよ。一般質問を前に持ってくる。しかし、前に持つてこないこともあると両方説明をいただいているわけです。そういったことの矛盾を解消するための方法として、一般質問の締切りは14日前とすると。つまり一般質問を行う一般質問の日程が動くということを前提にしてますので、したがって締切りを14日目にするっていうのはですね。なんか非常にわかりにくいかというのが私の理解であります。つまり、今日議運の提案でいいなと思って聞いてるのは、やっぱり最初に一般質問を持ってくる、これはもう大原則ですよ。だとすると、今の宮古市議会は一般質問の通告の締切りは本会議初日の7日前でしょ。次に来るのが一般質問ですから、そうなるとどこを締切りの起点にするか。一般質問の日からバックすると流動的になっちゃうと。ということになりますよね。つまりその時の議会によっては、一般質問は前に来る場合もあるし、諸般の事情によって中日に入る可能性もあるという二つの案が示されてますのでね。そういうことは私の意見ですけれども、想定する必要はないと。常にやっぱり一般質問前に持つてくると。そうなると本会議の初日から何日前に一般質問の締切りとするというなんで、そういうふうな報告になるのかなっていうのは私の率直な疑問です。

○議長（古館章秀君） 橋本委員長。

○議会運営委員会委員長（橋本久夫君） このもう案の2でいくということでやれば、一般質問通告はまず2週間前ということで定めていきたいと思ってます。従来だと開会日の6日前だったんです。そうすると締切りを通告してから、約2週間ほどの結局今のやり方でも2週間ほど当局のあれもあって、そういうふうな期間が定められておりましたが、今回もその基準でいくと、取りあえず冒頭に一般質問を持ってくることを決めれば、2週間前が通告にという、締切りの日程になるということになります。さっきの場合、ずれるっていうのはあくまでも、何らかの不測の事態が生じた場合っていうことではちょっと説明だったんですが、そのために2番の了解事項にそれを定めていたんですが、基本的にはもう冒頭に行って、この締切りの通告を14日とするっていうことでここで定めていきたいっていうのが、この案の2の示すところでございます。ですから、もう冒頭でそしてそのかわり2週間前の締切りっていうのをここで了解事項として、認めていきたいということなんですが、どうでしょうか。

○議長（古館章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） 隣の議会を例にしてちょっと失礼かと思いますが、非常に一般質問の締切りから実際の日程まで長い自治体もあります。ずっと私の経験からいきますと、大体市議会っていうのは、旧宮古市議会はですね、午後1時から本会議でした。合併を踏まえて今の形になっておりますけれども、そういう中でやっぱり6日、つまりここにありますように現行開会日の6日前、こっから大幅に14日前とするというのは先ほど一般質問の日程がずれる可能性があるからって言ったので、ちょっと私それに取りついでちょっと質問させていただいているわけでありますけども、だとすると、それはさておいて、開会日の6日前から14日前にやっぱり延長するっていうことの理由がよくわからないんですね。普通考えられることは、さっき議運の副委員長の竹花さんからやじが聞こえたんですが、不規則発言ですよね。当局の答弁原稿の作成の日程が、というよ

うなことが通常議論になってきている部分であります。14日もかかるの。半月も。そういったらちょっと叱られるかもしれません、ちょっとそこはね。私はちょっと非常に通年会期制を導入して、やっぱりスピードある議会ということを考えますと、ちょっとこの一般質問の締切りを延ばすつちゅうことについては、違和感がありますし、ちょっとどうかなという、率直な受け止めを述べさせて私は終わります。

○議長（古館章秀君） そのほかございませんか。よろしいですか。なければ、事務局長のほうから。

○議会事務局長（下島野悟君） 明日から連休になりますので、今後の日程についてあらかじめお知らせいたします。臨時会議についてでございます。7月にもう一度臨時会議が開かれるということで、7月の28日水曜日午前10時から予定されております。案件につきましては、8月いっぱいに任期満了となります人事案件ということになろうかと思います。それに伴いまして28日、当日は午前9時から議会運営委員会、9時15分から議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。繰り返します。7月28日、9時から議会運営委員会、9時15分から議員全員協議会、10時から本会議ということになります。よろしくお願いいたします。

○議長（古館章秀君） そのほか質問ございませんでしょうか。なければこれをもって議員全員協議会を閉会します。ご苦労さまでした。

午後0時11分 閉会

---

○ 宮古市議会議長 古館 章秀